

徳島県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和四年十月四日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

一    地区名

大幸地区

二    事業名

経営体育成基盤整備事業

三    縦覧期間

令和四年十月十一日から

令和四年十一月九日まで

四    縦覧場所

鳴門市役所